

令和7年度

日本教育大学協会全国家庭科部門特別委員会研究助成募集要項

1 趣旨・目的

全国家庭科部門規程第3条および第4条に掲げる目的と活動に資するために行われる特別委員会の活動に対して、全国家庭科部門から研究経費の助成を行う。

2 研究経費

1件あたり10万円を上限とし、2件までとする。

3 申請要件等

地区を越えて大学間、大学と附属学校間、他大学の附属学校間等の連携で実施される共同研究を原則とする。研究経費の用途は、消耗品、交通費、人件費、その他（備品は除く）に限る。

4 申請方法

(1) 申請書類

申請書（計画書・予算、様式1）に記入し、文書ファイルをメールで送信する。

(2) 提出先・提出期限

・提出先 令和6年度運営委員長（茨城大学） 野中 美津枝

Email : mitsue.nonaka.edu@vc.ibaraki.ac.jp

・提出期限 令和6年12月20日（金）

5 採否・助成額の決定等

採否および助成額は、令和6年度の常任運営委員会での審議を経て、申請者（研究代表者）に通知する。採択された場合、令和7年4月以降、会計引継処理後、できるだけ早く、特別委員会委員長（研究代表者）の指定する口座に研究経費を振り込む。

なお研究継続に関する応募については、常任運営委員会で協議し、考慮することがある。

6 研究報告等

研究終了後、研究代表者は報告書（実施報告、様式2）および、領収証の写しを貼付した決算書（決算報告、様式3）を作成して、令和8年4月30日までに令和7年度運営委員長に提出する。また、令和8年度の全国家庭科部門大会で報告する。

7 その他

特別委員会に関する諸手続については、全国家庭科部門申し合わせを参照のこと

参考

日本教育大学協会全国家庭科部門規程

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 部門は、協会規約第 4 条に基づき、家政科又は家庭科に関する研究及びこれの改善にあたる。

(活動)

第 4 条 本部門は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 教育者養成をおこなう大学・学部の家政科・家庭科等及び附属学校の家庭科の研究及びそれらの施設・設備に関する研究並びに改善
- (2) 家庭科の現職者教育に関する事項
- (3) 総会、研究集会、講演会等の開催
- (4) その他、特別委員会の設置等、部門の目的達成のために必要な活動

日本教育大学協会全国家庭科部門申し合わせ

2 特別委員会

一 特別委員会設置について

- (1) 募集の周知（募集時期：実施前年度の総会開催時等）
- (2) 応募（計画書・予算の提出）の受付（受付期間：実施前年度の 9 月～12 月）
- (3) 採択（採択時期：実施前年度 2 月～3 月の常任運営委員会開催時等）

二 特別委員会の活動について

- (1) 活動の実施（実施期間：4 月～翌年 3 月）
- (2) 活動の実施報告及び決算報告の提出（提出期限：実施翌年度 4 月末日）
- (3) 活動の実施報告及び決算報告の承認（実施時期：実施翌年度 5 月～6 月の常任運営委員会開催時及び実施翌年度の総会開催時）

三 特別委員会の募集要項と提出書類様式は別に定める。